いざという時、「経験」は強い。

2018

# 家庭防災員研修受講者

# 募集



#### 研修受講要領

- 申 し 込 み:自治会・町内会を通じて推薦を受けていただくようお願いします。
- 要件:満15歳以上の市内在住の方で、性別は問いません。
- ◯ 研 修 期 間:1年間(過去に家庭防災員の研修を修了した方でも受講できます。)
- 日程・場所:各区の消防署からお知らせします。
- ○修 了 証:研修修了者には、市長名の「修了証」を交付します。
- お問合せ等:研修内容等については、裏面の各消防署にお問い合わせください。

# 主な研修内容



#### ▶防火研修

住宅防火対策など を学びます。



#### ▶救急研修

救急処置要領(AEDを 含めた心肺蘇生法)など を学びます。



#### ▶地震研修

地震の知識や 対応方法などを 学びます。



#### ▶風水害研修

風水害の知識や対応方法などを 学びます。



#### ▶災害図上訓練 (DIG)研修

災害図上訓練 (DIG・ディグ) 参加者が地図に 様々な情報を書き 込み、防災対策を 検討する訓練です。



#### ▶スキルアップ研修

各区の実情・家庭防災員の 要望に応じたカリキュラム です。(選択制)



- ◆平日以外にも研修を行いますので、仕事をされている方でも参加出来ます。
- ◆研修中に小さいお子様をお預かりする「一時託児制度」があります。

### 3

#### 各消防署連絡先

鶴見消防署	503-0119
神奈川消防署	316-0119
西消防署	313-0119
中消防署	251-0119
南消防署	253-0119
港南消防署	844-0119
保士ヶ谷消防署	334-6696
旭消防署	951-0119
磯子消防署	753-0119

金沢消防署	781-0119
港北消防署	546-0119
緑消防署	932-0119
青葉消防署	974-0119
都筑消防署	945-0119
戸塚消防署	881-0119
栄消防署	892-0119
泉消防署	801-0119
瀬谷消防署	362-0119

平成29年11月発行 横浜消防局予防課 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

電話 045-334-6613 FAX 045-334-6610

神奈川県

MANAGAWA がけ地の近くにお住まいの皆様、土地の所有者様へ

#### 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表 と住民説明会の開催について

神奈川県横浜川崎治水事務所

神奈川県では、磯子区内における土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を進め、平成 30 年1月に基礎調査結果を公表しました。詳細(土砂災害特別警戒区域)につきましては 【<mark>神奈川県土砂災害情報ポータル</mark>】で検索できます。また、住民説明会を次のとおり開催しま す。なお、参加できない場合でも「説明会資料」等は、説明会終了後、横浜川崎治水事務所ホ ームページへ掲載していますので併せてご覧ください。

#### ◎全体説明会

【開催日時】 平成30年2月18日(日曜)

1回目 10 時~11 時 30 分(主に滝頭・根岸・岡村・磯子・汐見台・屏風ヶ浦地区の方)

2回月 14 時~15 時 30 分 (主に杉田・洋光台・上笹下地区の方)

※1回目と2回目は同じ内容で実施します。

【開催会場】杉田小学校 体育館

横浜市磯子区杉田 1-8-1 (JR京浜東北線:新杉田駅より徒歩 10分) (京急線:杉田駅より徒歩5分)

【説明内容】一堂に介した会場で、ビデオやプレゼンテーション資料により、全体概要 について広く説明を行います。

#### ◎オープンハウス方式説明会(個別相談会)

【開催日時】1回目 平成30年2月22日(木曜)15時~20時

(主に滝頭・根岸・岡村・磯子・汐見台・屏風ヶ浦地区の方)

2回月 平成30年2月28日(水曜)15時~20時

(主に杉田・洋光台・上笹下地区の方)

※1回目と2回目は同じ内容で実施します。ご都合のよい時間に自由にご来場ください。

【開催会場】磯子センター 体育室

横浜市磯子区磯子 3-1-41 (JR京浜東北線:磯子駅より徒歩 10分)

【説明内容】土砂災害に関する情報などについて、説明パネルの展示やリーフレット などの資料で、担当者が個別に説明を行います。

> また、指定予定となる「位置図(案)」「区域図(案)」を用意し、個別 の質問や相談に対応します。

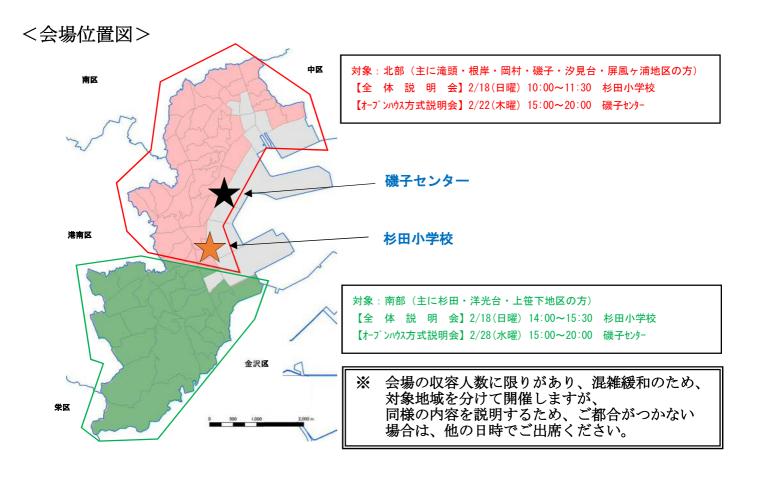
- ※ すべての会場について、大きさ等に限りがあり、混雑緩和のため、対象地域を設定(区分)させてい ただいています。ご理解とご協力をお願いします。
- ※ また、事前申込みの必要はありません。自由にご参加ください。ご都合がつかない場合は、他の会で もご出席いただけます。

神奈川県横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第二課

電話:045-411-2500(代表)8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

神奈川県土砂災害情報ポータル 検索

で検索



#### <周辺案内図>

#### 【全体説明会】

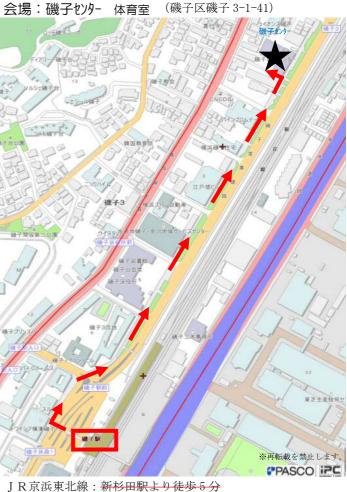
会場:杉田小学校 体育館 (磯子区杉田 1-8-1)



JR京浜東北線:新杉田駅より徒歩10分 京急線: 杉田駅より徒歩 5分

※ 駐車場がありませんので、 公共交通機関をご利用ください。

#### 【オープンハウス方式説明会】



磯子駅より徒歩10分







# 行政相談のお知らせ

相談無料 (横浜市磯子区 定例相談所) 秘密颇守

日時:毎月第2水曜日(11月を除く)

13:00~16:00 (予約制)

場所:磯子区役所1階相談室(横浜市磯子区磯子3-5-1)



- ご相談のお相手:行政相談委員(横浜市磯子区担当)
- 行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けた、皆さんの身近 な相談相手です。国の仕事(年金、労働など)に関する苦情な どの相談を広く受け付けます。そして、関係行政機関に対する 通知などを行います。

困ったときは、 行政相談委員 や 行政苦情 110番 にご相談ください。 ~お気軽にご相談ください~

【お問い合わせ】

総務省 神奈川行政相談センター 0570-090110(行政苦情110番) 横浜市磯子区役所区政推進課 広報相談係 045-750-2335(予約の申し込み)

#### 【過去の行政相談による改善事例】

#### 〇 期日前投票日の統一

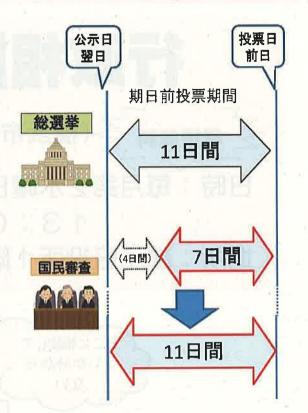
衆院総選挙の際の期日前投票について、 候補者等への投票期間と最高裁判事の国 民審査の投票期間に4日間ズレがあり一度 に済ませられないので統一してほしい。

(平成 24 年衆院総選挙の期日前投票をした者で 国民審査の投票をしなかった者:約 153 万人)



平成 28 年 11 月に最高裁判所裁判官国 民審査法が改正。国民審査の期日前投票 期間は総選挙の同期間と統一された。

(平成29年10月の総選挙から実施)



#### 〇 郵便ポストに収集時刻表を設置







#### 【こんな困りごとはございませんか?】

- 国道の路面にでこぼこがあるが、きれいにしてほしい。
- 税金の相談をしたいが、どこで相談すればいいの?
- 土地・家屋の名義が亡くなった父のまま。名義変更はどこでするの?
- 国民年金に未納があるか知りたいが、どうやって調べればいいの?
- マイナンバーカードは、どのような場面で使われるの?

など



発行: 磯子区民生委員 児童委員協議会

第 **38** 号 平成30年1月17日

#### 民生委員制度創設100周年記念全国大会が開催されました!

民生委員制度創設100周年を記念して、平成29年7月9日・10日に東京都で全国大会が開催されました。 1日目には、全国1万人の民生委員・児童委員のもと、東京ビッグサイトを会場として記念式典が行われました。

#### 民生委員制度創設100周年記念 全国民生委員児童委員大会に参加して

7月9日に東京ビッグサイトで開催された記念式典に事務局も参加しました。全国から各都市の代表として非常に多くの民生委員児童委員の皆さんがここに集結していました。

式典の開会宣言がなされると、天皇皇后両陛下の御臨席を賜る中で、全



会場:東京ビッグサイト



国民生委員児童委員連合会会長の式辞、厚生労働大臣の挨拶など、とても厳かな雰囲気で式典は進行しました。 今後もこの民生委員制度が維持発展されるように、事務局としてしっかり支援してまいりたいと考えます。

●●● 2日目の様子はP3に続きます! ●●●

磯子区民児協事務局 遠藤、濱中

#### 新年のご挨拶



#### 磯子区民生委員児童委員協議会 会長 遠藤 洋子

明けましておめでとうございます。 昨年は民生委員制度創設100周年・磯子区制90周年という記念すべき年でした。

年明けと共に新たな1歩の始まりです。民生委員の活動内容もますます多様化し、幅広いものとなって来ています。一人では解決が難しい時もありますが、行政を始めとした様々な方たちと連携をして地域に寄り添っていきたいと思います。仲間同士の支えあいも大切にしたいと思います。

本年が皆様にとりましてご健康で心穏やかな年であります様にお祈り申し上げます。



#### 磯子区主任児童委員代表 田辺 美代子

私達主任児童委員は、児童虐待防止に努め、磯子区の全ての子ども達が安心して穏やかに暮らせるよう地区の民生委員児童委員と連携して

これからも見守りを続けていきます。また、子育てに悩むみなさんが安心して子育てが出来るように、関係機関や団体と協力をし「地域のパイプ役」として子育ての応援をしていきます。

そして、色々な研修等にも積極的に参加し、スキルアップをしていきます。

これからも主任児童委員20名は一丸となり頑張っていきますので、本年もどうぞよろしくお願いします。

#### もくじ

民生委員制度創設100周年記念横浜大会	Р4
『ご近所同士のささえあい』講演会を開催しました!	
1年間の振り返り	Р5
地区活動紹介(上笹下地区・屏風ヶ浦第2地区)	Р6
主任児童委員の活動 ティンカーベル デュナミス訪問	Р6
編集後記/広報委員会名簿	P6

今年も磯子まつりに、「キャッピー」が来てくれました。 キャッピーとは、児童虐待防止のコアラのマスコットです。区役所 一階のホールで、来場していた大勢の親子と写真を撮ったり握手を していました。

キャッピーと同じく私たち主任児童委員も、たくさんの子どもの笑顔 を見たいと思って日々活動をしています。地域の身近な相談相手の一 人として、ぜひ主任児童委員に声をかけてみて下さい。

来年の磯子まつりでも、より多くの親子と楽しいひとときが過ごせる 事を期待しています。 岡村地区主任児童委員 木本 綾子





今回のむかし遊びひろばには、わらじ作り、折り

紙コマ作り、コマまわし、けん玉遊び、お手玉があり

晴天に恵まれた10月1日。磯子まつり手作りむかし遊びのお手 伝いをさせてもらいました。

区役所集会室での遊びの中で、私は万華鏡作りの担当でした。 今年は低学年の子が多く、一緒に仲良く仕上げることが出来まし た。皆、熱心に小さな手で万華鏡を作り上げ、のぞいて見た時の笑 顔がすばらしかったです。





ました。民生委員と主任児童委員がそれぞれ担当し、約300人の小学生が楽しみました。ぜひ来年も、たくさんの子供達 がお祭りに参加してくれることを願いました。 岡村地区 宮澤 丰子

#### 磯子区民児協全体研修 平成29年度



研修は9月、大磯に在る『エリザベス・サンダースホーム』と『旧吉田邸』の訪問 でした。エリザベス・サンダースホームは、戦後の混血孤児の救済を目的に澤田 美喜氏が設立した児童養護施設。現在は様々な事情で親と一緒に生活するの が困難な子ども達が生活しています。施設内の見学は出来ませんでしたが、澤 田美喜さんが子ども達の健やかな成長を第一に考え、養育に当たった功積を映 像で拝見し心打たれました。

また、彼女のもう一つの業績はご自 身がクリスチャンだったことから、キリ

シタン弾圧の時代に信者が命がけで守り通した遺物を収集したことです。その 多くのコレクションを「澤田美喜記念館」にて見学しました。次に、再建した吉田 邸を見学し、翌日天城越えにて帰路に着きました。

新鮮で有意義な研修でした。

杉田地区 勝田 育子



# 民生委員制度創設100周年記念 全国大会が開催されました!



#### 100周年記念全国大会2日目 テーマ別研修

2日目は、東京ビッグサイトや東京国際フォーラム等都内6会場に分かれ、テーマ 別研修が実施されました。磯子区内の各地区会長と主任児童委員代表がそれぞ れ5グループに分かれて研修に参加してきたので、一言感想をいただきました!

テーマ別研修Ⅱ

#### これからの民生委員・児童委員活動

根岸地区•滝頭地区参加

民生委員活動をめぐる課題が多岐にわたるなか、地域の実情にあわせて共に暮らす人々への隣人愛、地域に対する先達の思いや情熱を次の時代につなげて行くことの必要性を感じました。

民生委員の役割の再確認をすると共に委員同士がお互いに支え合っていくことの大切さを学びました。

根岸地区会長 谷 道子

テーマ別研修皿

#### 地域共生社会の実現に向けて

岡村地区•磯子地区参加

「地域共生社会の実現に向けて」のテーマに、磯子、岡村と二名で参加しました。子供、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するとともに、安心して暮らせる地域づくりの大切さを感じました。

岡村地区会長 齋藤 康子

テーマ別研修IV

#### 子どもたちの未来のために

汐見台地区・屏風ヶ浦第一地区参加

本研修に参加して、今後の活動の指針として、すべての 民生委員が児童委員であることを意識し、子どもたちをめ ぐる課題に積極的に関わっていくことや、子どもたちが豊 かに育つまちは、高齢者、障がい者やすべての住民にとっ ても安心して生活できるまちであると認識し、日々の活動 に取り組んでいくことが重要であると実感しました。

汐見台地区会長 屋代 昭治

#### テーマ別研修V

#### これからの民児協活動に向けて

屏風ヶ浦第二地区・杉田地区参加

民生委員児童委員制度の役割が多様化するなかで、活動上の負担の拡大・なり手不足などが課題となっています。支え合っていく事の中で、行政専門職やネットワークを通して、民生委員は事例を受け止め継ぐ事が大切な役目であり、その中で、解決できればと思います。最後にコーディネーターの市川先生から「人は生まれて来る時はおめでとうと言われ、亡くなるときはお世話になり有難うと言える、豊かな人生を送る事を願いたいと思います」とメッセージがありました。

杉田地区会長 山口 一江

テーマ別研修VI

#### 小規模発表集会

上笹下地区•洋光台地区•主任児童委員参加

複数の都市の下記事例発表の中でこれからの次世代に続く人材育成を図るにはどうしたらよいかという課題でした。

- ①小学生から中高生までのボランティア体験
- ②子育でサロン活動
- ③移動販売による支援

子どもも大人も一緒に地域のつながりを深め、地域の一人として共に活動することによって次世代につなげていくことが大切なことだと思いました。

上笹下地区会長 鈴木 いさ代



# 民生委員制度創設100周年記念横浜市民生委員児童委員大会

横浜市でも民生委員制度 創設100周年を記念して、 平成29年11月15日にパシ フィコ横浜国立大ホールを 会場として記念式典が行わ れました。



市長のご挨拶

#### 大会の様子



#### 民生委員制度創設100周年記念横浜市民生委員児童委員大会に参加して

民生委員制度創設100周年おめでとうございます。屏風ヶ浦第一地区にて主任児童委員となり2期目に記念となる100周年の式典に参加できとても光栄です。

オープニングでは"鼓和"の迫力あるドラムパフォーマンスで新たな民生委員の役割にパワーを頂けた感じがいたしました。

そして、上野谷先生の講演では関西のよしもと調でとても楽しくわかりやすく民生委員の今までとこれから地域のコミュニティの連携の大切さを伺えました。高齢者だけでなく子供も同じと思います。手遊びの活動などを通じ「つなぎ役」となり子供や高齢者が笑顔で安心して過ごせるように見守っていけるように地域の方と協力していきたいと思います。

展風ヶ浦第一地区主任児童委員 常泉 久美























横浜市民生委員児童委員一同が集 い、オープニングセレモニーの鼓和の 心響くドラムパフォーマンスの中で開 催されました。記念講演は、民生委員 制度の創設から役割、今を取り巻く現 状についてでした。私たち民生委員は、 この100年の節目に先人達が残してく ださった使命感、情熱を継承しつつ「誰 もが安心して住み続けることのできる 地域づくり になお一層取り組んでい きます。強い決意を持って小さな気づ き・寄り添う心・頼れる地域のつなぎ役 として、これからも住民の相談や地域 全体の課題を受け止め、幅広い関係者 と連携して取り組む姿勢を守り続けな ければならない事の大切さを学びまし た。共に歩み助け上手・助けられ上手 でこれからも活動していきます。

滝頭地区 松本 和子

民生委員制度創設100周年、この間社会背景は大きく変化してきました。先達の方々が培ってきた住民に寄り添った姿勢、公的支援へのつなぎ、地域課題の解決に向けた取り組み等は本質的に変らず、社会状況に合わせ進化成長し、今に受け継がれている事を改めて感じさせられました。

講演の中で「たすけ上手・たすけられ 上手」のお話がありました。ただやみく もに助けるのではなく、その人の生き 方やプライドを尊重し地域共生社会の 実現を目指すことが求められます。また 住み慣れた地域の中で、誰もが自分ら しく誇りを持つ生活を送れる様に、地 域に根ざした生活支援・共生社会を進 めていく為に、これからも使命感を持 ち実践にむけ活動していかなければと 心新たにしたところでした。

根岸地区 須川 さよ子

### 『ご近所同士のささえあい』 講演会を 開催しました!





「ご近所同士のささえあい」講演会の様子

あなたのおつき合いの流儀は?から始まった8月29日の講演会。最近はご近所のお付き合いが希薄になり助け合いが減ってきている。参会者の実態も、ほどほどのおつき合いが圧倒的に多い。講師の木原孝久氏は地域の実態把握の手段として「支え合いマップ」作りを発案されその指導にあたっている。「支え合いマップ」とは、ご近所の人が集まりそこに住んでいる人の様子やご近所とのつながりを地図に表し状況をみえるようにし、支え合いのまちづくりに向けて活動するというものである。ほどほどのおつき合いの地域にマップ作りで助け合いを見えるようにし、福祉課題を探り、助け合いを強めていくことが私たちに課せられている課題ではないだろうか。

洋光台地区 澤野 鍈子

#### 1年間の振り返り

平成28年の一斉改選より委嘱された新人の民生委員の方に1年間の振り返りをしていただきました!

#### 磯子地区 内藤 満

10年程前に、当時民生委員だった父から「民生委員やらないか」と頼まれ、「退職したらやってもいい」と、なんとなく答えたのを覚えています。しかし、前任者から「来年、私の後任としてやってくれるとお父さんから聞いているよ」と話しかけられ、忘れていた記憶がよみがえりました。昨年、引き継ぎを兼ねて一軒ずつ訪問した時、前任者と訪問先の方々との信頼関係が強いのに大変びっくりしました。自分は退職したとはいえ、まだフルタイムで仕事をしていることから、自信がもてず不安でいっぱいになりましたが、前任者や、先輩方から、「無理をしない。できることからやれば。」とアドバイスを受け、1年後の今は楽しく活動しています。



#### 汐見台地区 飯塚 昇



民生委員となってから間もなく1年が経ちます。当初は具体的な仕事内容もあまり良く判らずおりましたが、1年が経過して、地域の方々にも支えられて、以前より少し落ち着いて接することができるようになったかなと感じております。とは言いましても、訪問しても常に歓迎される訳ではありません。時には心折れるようなこともあります。でも、もちろん、感謝の言葉を頂いた時など、民生委員をお引き受けして良かったなと思えることも多々あります。そのような時には少しでも人の役に立てたのかなと、喜びと充実感を貰えたように思います。まだ任期1年にも満たない者が諸先輩方を前に僭越なことを承知で言えば、ボランティアを含め、民生委員を始めとする社会福祉の原点は、この点に尽きるような気が致します。

# 地区活動紹介 ##

#### 非常ベルをSOSコールに交換(上中里団地)

上中里団地(全848戸)は、築43年です。これまでの非常ベルは、各階段(8戸)に1つあり、家の中でボタンを押すとお腹に響くくらいの大きな発信音が出ました。しかし、どこの家で押したのか分からない弱点がありました。この弱点の改善と経費等が考慮され、施工主体である同管理組合は、ファミレス等で使われている相互の呼び出し装置を採用しました。各家で発信ボタンを押すとサイレンが鳴り、と同時に階段下の新掲示板内に設置された受信機に、家の番号が表示されます。9月現在、実験が繰り返されながら設置作業が行われています。新システムが助け合い活動につながる事を期待します。

上符下地区 鈴村 稔

#### 上笹下地区



設置説明会の様子(H29.8)



表示された受信機

#### 「つくしんぼ教室」 高齢者を対象としたふれあい活動について(森が丘自治会)

#### 屏風ヶ浦第二地区



「つくしんぼ教室」は「森が丘リハビリ教室」の名で平成6年ごろに活動をスタートしました。

現在20数名のメンバーが毎月開催される教室に参加されています。

主に高齢者の方々を対象にして開催時間内で出来る手芸、工作、料理作りなど毎回内容を変えながら、一番大事な"おしゃべり"をしながら午後のひとときを楽しく過ごしています。

更に年に一度、子育ての親子グループと合同での食事会を催し、若いママ、赤ちゃん達とテーブルを囲んで手作りのサンドイッチやおにぎり、サラダなどを頂きながら語らい、元気を頂いています。

また、小学校(汐見台小学校)が開催する地域交流の場である「チャレ

ンジデー」にも毎年参加させてもらい、小学生と一緒に「お手玉」を作ったり遊んだりしながら交流を図っています。 今後は「地域のサロン」として、さらなる発展を夢見ながら活動しています。

屏風ヶ浦第二地区 中野 みえ子

# 主任児童委員の活動 ティンカーベル デュナミス訪問

10月25日雨の降る少し肌寒い朝、迎えてくれたのはキラキラの瞳の子どもたちでした。

主任児童委員の研修を兼ね、ティンカーベルのお披露目。新メンバーを交え訪れたデュナミスでしたが、大きな声で一緒に歌い、笑い、時に体を揺らしながら手遊びをして喜んでくれた子どもたち。



こちらも自然と笑顔のパフォーマンスができました。

「今年は昨年以上に子どもたちのノリが良かった」との施設長さん等のお言葉。嬉しかったです。施設とその子どもたちの説明を受

け、見学もさせていただきました。

子どもたちのこれからを見守っていける私たちでありたいと感じた日となりました。

来年も行くよ! 約束守るからね!

上笹下地区主任児童委員 高浦 和代

#### 29 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

#### 編集後記

38号は、民生委員制度創設100周年の特集を組みました。変化する時代の中で継続されてきた活動を振り返ると共に、誇りとやりがいを持ち、地域に寄り添いながら活動する大切さを再認識しました。

広報委員長 洋光台地区 溝口 早苗

#### 広製委員会名類

0	根岸地区	東て	る代
())	滝頭地区	松本	和子
<b>(</b>	岡村地区	印東	和子
0	磯子地区	金子	明子
6)	汐見台地区	萩原	良夫
(1)	屏風ヶ浦第一地区	小林	槇恵
	屏風ヶ浦第二地区	内山	直樹
(1)	杉田地区	中島	裕見子
(1)	上笹下地区	両角	律子
0	洋光台地区	溝口	早苗

● 顧問:遠藤 洋子 荒井 章代 高松 弘子

# 消費生活情報 よこはま く Sinavi

平成30(2018)年 1月号

## 月次相談リポート

発行:横浜市消費生活総合センター

# 賃貸住宅の契約トラブルにご注意!

賃貸アパートなどで、入退去時等のトラブルが 後を絶ちません。入居前に物件や契約内容(特約 事項等)をよく確認して慎重に!

- ●昨日、入居したら、排水管が詰まっていて洗濯機が使えず、対応もしてくれない。
- ●2年入居し退去する際、きれいな状態だと言いながら、敷金を上回る高額な修繕費を請求された。

事前に付帯設備もチェック! 契約にない請求には要注意! 困ったときは相談を!

お互いに 一声かけて 見守りを !











消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

■消費生活相談電話 **845-666** 消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を 平日 9:00~18:00 土・日 9:00~16:45

横浜市消費生活総合センター

検 索

#### 1 税務署で確定申告書を作成する方へ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告書作成会場の開設日は2月13日(火)です。

#### (開設期間) <u>2月13日(火) から3月15日(木)まで</u> 土、日を除きます。

ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開設します。 また、2月9日(金)までは申告書作成会場はありません。 長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

(相談)午前9時15分から午後5時まで[庁舎2階]

※ 相談の受付は午前8時30分からです。

会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切りますので **午後4時まで**に税務署にお越しください。

(提出)午前8時30分から午後5時まで [庁舎1階]

#### 2 マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入について

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。

#### 本人確認書類

- ◆マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方は
- ・マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ・自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

#### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを

確認できる書類》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります) などのうちいずれか1つ

#### 身元確認書類

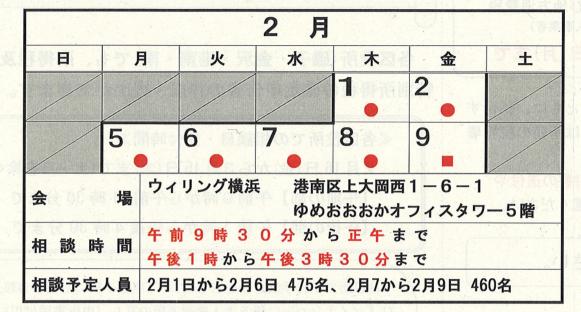
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ·運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちのいずれか1つ

#### 3 「税理士による無料申告相談~申告書を作成して提出できます~」の開催日程

次の日程で、《ウィリング横浜》にて開催します。



(注)「●」: 税理士による無料申告相談開催日

小規模納税者、年金受給者及び給与所得者の方を対象としております。

「■」: 税理士記念日事業「年金受給者及び給与所得者に対する無料申告相談会」開催日年金受給者及び給与所得者の方を対象としております。

#### 【来場に際して注意していただく事項】

- ◆ 各日とも相談予定人員を超えた場合は、受付を早めに締め切る場合があり ますのでご了承ください。
- ◆ 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、年金 受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告(住宅借入金等特 別控除を初めて適用する場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を 除く。)を対象としております。なお、贈与税の相談は行っておりません。
- ◆ お車での来場はご遠慮ください。
- ◆ 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にて ご提出ください。

#### 【持参していただくもの】

- 確定申告に必要な書類
  - 源泉徴収票(原本)、医療費控除の明細書や各種控除の控除証明書など 事業や不動産収入がある方は、収入及び経費等(集計したもの)が分かるもの
- 印鑑 (認印)、電卓、ご本人の預貯金口座番号等が分かるもの
- 前年分(平成 28 年分)の申告書等の控、利用者識別番号・暗証番号を確認 できる書類
- マイナンバーに係る本人確認書類の<u>写し</u>(申告書添付用) (「**2 マイナンバーの導入について**」を参照願います。)

### 平成30年1月

# 確定申告だより

# 横浜南税務署

横浜市金沢区並木 3-2-9 Tel (045) 789-3731 (代表)

申 告 書 作 成 会 場 を **平成30年2月13日(火)**から 開 設 します!

平成28年分以降の確定申告書には マイナンバーの記載が必要となります。

詳細は「**2 マイナンバー**(社会保**障・税番号制度)の導入について**」をご覧ください。

#### 医療費控除等について

- (1) 平成 29 年分の確定申告から<u>医療費</u> <u>領収書の提出の代わりに</u>
- 『医療費控除の明細書』の添付が 必要となりました。
- (2) セルフメディケーション税制が創設されました。

上記詳細は「8 医療費控除等について(改正事項)」をご覧ください。

税務署の駐車場は大変混雑します。お車での来署はご遠慮ください。

(最寄り駅) シーサイドライン 幸浦駅 徒歩7分 京浜急行線 能見台駅 徒歩15分

#### 4 平成 29 年分申告書の提出及び納税の期限

- 所得税及び復興特別所得税
- 贈与税

3月15日(木)まで

消費税及び地方消費税 (個人事業者)

4月2日(月)まで

所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、納期限までに金融機関又は所轄の税務署で納付していただく必要があります。

※ 申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や 納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

納税には、便利な振替納税をご利用ください。

平成29年分の確定申告分の振替納付日は、

- 〇 所得税及び復興特別所得税
- 4月20日(金)
- 〇 個人事業者の消費税及び地方消費税
- 4月25日(水)
- ※ 振替納税をご利用いただくためには、事前に手続が 必要です。
- ※ 贈与税については、振替納税はご利用できません。

#### 還付金の受取は預貯金口座振込をご利用ください

- 〇 振込先は、申告者(本人)名義の口座に限ります。
- インターネット専用銀行については、特定の銀行を除き還付金の振込みはできません。振込みの可否については、お取引先の金融機関にお問い合わせください。
- 住所・氏名が変わったときは、事前に金融機関での変更手 続が必要です。

#### 5 閉庁日(日曜日)における執務について

2月18日及び2月25日の日曜日に限り、確定申告書の 作成アドバイス、受付等を行います。

- 当日は、電話による相談、国税の領収及び納税証明書の 発行は行っておりません。
- **申告書作成の際、**平成 28 年分以前における申告書の控 が必要となる場合がありますのでお持ちください。

6 給与所得のみ(年末調整済み)で医療費 控除を受ける方は、区役所でも申告書を 作成・提出ができます(平成29年分のみ)

各区役所(磯子・金沢・港南・南)でも、所得税及び復興 特別所得税の確定申告書の作成・提出ができます。

≪各区役所での相談日・受付時間≫
2月16日(金)から3月15日(木)まで(土・日を除く)
【午前の部】午前9時から午前11時30分まで
【午後の部】午後1時から午後4時30分まで

区役所で申告手続きをされる方は、『申告手続に必要な書類』及び『マイナンバーに係る本人確認書類の写し(申告書添付用)』をご持参ください(「2 マイナンバーの導入について」を参照願います。)。

なお、平成29年分の確定申告より、医療費領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりましたので、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成していただくようお願いします。「医療費控除の明細書」は税務署、上記各区役所で用紙の配布を行うほか、国税庁ホームページからも書式のダウンロードが可能です。

(注)上記各区役所では1月25日以降用紙配布が可能です。

#### 7 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的 年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。 なお、平成27年分から、源泉徴収の対象とならない年金(国外 の年金)を受取っている場合は、公的年金等の収入金額の合計額

○ 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書 を提出する必要があります。

が 400 万円以下の場合でも確定申告が必要となります。

○ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない場合であっても、 住民税の申告が必要な場合があります。

#### 8 医療費控除等について(改正事項)

#### (1) 医療費控除は領収書が提出不要となりました。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療 費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなり ません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明 細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等 が発行する「医療費のお知らせ」などの書類で、次の6項目 が記載されたものをいいます。

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた 者④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者 等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

- (注 1) 横浜市国民健康保険が発行する平成 29 年分の医療費通知 (平成 29 年 1~12 月診療分) 及び神奈川県の後期高齢者医療広域連合が発行する平成 29 年分の医療費通知 (平成 29 年 1~6、7~12 月診療分) は上記※2 の要件を満たさないため、「医療費控除の明細書」の代わりとしては利用できません。
- (注 2) 平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費 領収書の添付又は提示によることもできます。

#### (2) セルフメディケーション税制が創設されました。

平成29年分の確定申告から、健康の保持及び疾病の予防への一定の取組(健康診断、予防接種など)を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。セルフメディケーション税制の詳細はパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

#### 確定申告書は国税庁ホームページで作成できます!

- ①「作成コーナー」へアクセス ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索。 《国税庁ホームページ》www.nta.go.jp
- ② 申告書を作成 画面の案内に従って金額等を入力し、申告書を作成。
- ③ 申告書を提出
- e-Tax で送信の場合

マイナンバーカート、などの電子証明書の取得及びICカート、リーケ、ライタの用意が必要です。 なお、マイナンバーカート、の交付が申告等の期限に間に合わない場合は、申告書等を書 面によりご提出ください。

• **書面提出の場合** 印刷して郵送等でご提出ください。

# 確定申告だより

### 横浜南税務署

横浜市金沢区並木3-2-9 Tel 045-789-3731 (代表)

# 税務署で確定申告書を作成する方へ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告書作成会場の開設日は 2 月 13 日 (火)です。

(開設期間) 平成 30 年 2 月 13 日(火)~3 月 15 日(木)

土、日を除きます。

ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開設します。

(受付)午前8時30分から

会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切りますので、午後4時までに 税務署にお越しください。

(相 談)午前9時15分から午後5時まで [庁舎2階]

(提出)午前8時30分から午後5時まで [庁舎1階]

(最寄り駅) シーサイドライン 幸浦駅 徒歩7分

京浜急行線 能見台駅 徒歩 15 分

※ 税務署の駐車場は大変混雑します。お車での来署はご遠慮ください。

「税理士による無料申告相談~申告書を作成して提出できます~」の開催日程

期間	会場	時間
~2月9日(金)	ウィリング横浜 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5階	午前9時30分から正午まで 午後1時から午後3時30分まで

- ※ 相談予定人数は2月1日から6日が475名、2月7日から9日が460名です。
- ※ 住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合、土地、建物及び株式等の譲渡所得がある方及び贈与税の相談は行っておりません。なお、2月9日(金)は税理士記念日事業「年金受給者及び給与所得者に対する無料申告相談会」開催日のため、年金受給者及び給与所得者の方を対象としております。
- ※ お車での来場はご遠慮ください。

#### 【持参していただくもの】

- 確定申告に必要な書類 源泉徴収票(原本)、医療費控除の明細書や各種控除の控除証明書など 事業や不動産収入がある方は、収入及び経費等(集計したもの)が分かるもの
- 印鑑(認印)、電卓、ご本人の預貯金口座番号等が分かるもの
- 前年分 (平成 28 年分)の申告書等の控、利用者識別番号・暗証番号を確認できる書類
- 〇 マイナンバーに係る本人確認書類の写し(申告書添付用)